

確定申告が始まります

詳しい相談日程は広報1月号をご覧ください。

■相談期間：**2月16日(木)～3月15日(水)** (土・日を除く)

※(木)は3月10日のみ受付。

※2月23日(木)(水)は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。

予約は、2月15日(木)までに町民課税務係までご連絡ください。

■受付時間：【午前の部】9：00～11：00

【午後の部】13：30～16：00(2月23日(木)(水)は15：00まで)

※当日の混雑状況により、受付時間中でも受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めに受付をお願いいたします。

▶問合せ 町民課税務係 ☎⑦2112

税務署からのお知らせ

税務署の申告書作成会場の開設期間は、2月1日(木)～3月15日(水)です。会場の混雑を回避するため「入場整理券」を配付しており、発券状況により受付を締切る場合があります。「入場整理券」はオンライン事前発行のほか、当日会場でも入手できます。

なお、佐原税務署では、スマートフォンやパソコンで申告書を作成・提出できるe-Tax申告をお勧めしています。令和4年分から青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能になりますので、是非ご利用ください。

■「入場整理券」オンライン事前発行

LINE アプリで国税庁の公式LINE アカウントを友だち追加してください。

▶問合せ 佐原税務署 ☎⑤1331



不動産の相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、不動産の相続登記の申請が義務化されます。義務化後は、相続によって所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。この相続登記の申請義務は、すでに所有者が亡くなったにもかかわらず、相続登記の申請をしていない場合にも適用されます。また、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料が適用される場合があります。

詳細につきましては、最寄りの法務局へお尋ねいただくか、法務省のホームページをご覧ください。この機会に、「あなたと家族をつなぐ相続登記」を行いましょ。

▶問合せ 千葉地方法務局香取支局 ☎⑤3391 (音声案内2)

ホームページ [法務省](#) [所有者不明](#) [検索](#)

